

3 応急修理

(本項目における調査の狙い・考え方)

災害により住宅に住めなくなり、避難を余儀なくされた被災者の住宅を、修理することで再び居住できるようにすることは、住宅の確保の観点で、応急仮設住宅の供与と同様に重要な取組と考えられる。

本項目では、被災地及び大規模災害が想定される地域の地方公共団体に対して、応急修理に関する事務処理体制の構築状況等を調査した。

(基本的な制度の概要)

応急修理制度については、内閣府告示及び「災害救助事務取扱要領」(令和5年6月内閣府政策統括官(防災担当)公表)により、災害のため住家が半壊(焼)等し、自らの資力では応急修理することができない者に対し、1世帯当たり73万9,000円以内を限度として居室等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、地方公共団体が応急修理を行うこととされている(表3-①)。

表3-① 応急修理制度の要件等

区分	一般基準	備考
目的	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者(大規模半壊世帯)に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して修理を行うことで、 <u>引き続き元の住家で日常生活を営むことができるようにするもの</u>	—
対象者	①災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者(半壊、中規模半壊世帯) ②災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者(大規模半壊世帯) ③災害のため住家が半壊(焼)に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者(準半壊世帯)	全壊等であっても、修理すれば居住することが可能な場合は、内閣総理大臣と協議の上、住宅の応急修理の対象とすることが可能となっている。
費用の限度額(基準額)	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり73万9,000円(対象者③は35万8,000円)以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額

救助期間	災害発生の日から3か月以内に完了(国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了) (注2)	
------	--	--

(注) 1 内閣府の資料を基に、当省が作成した。

2 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)に基づき、政令により、同法第2条第1項の特定非常災害として指定されていることを前提として、この供与期間を延長する必要がある場合は、内閣総理大臣に協議の上、同意を得た後に、供与期間の延長を行うことができる。

(被災した住宅の修理に係る事前準備及び発災時対応のための手引き等)

内閣府は、今後の災害に備え、関係者が「被災した住宅の修理」の必要性について改めて認識し、平時から必要な準備を行った上で、発災後に迅速かつ的確に対応できるよう、「被災した住宅の修理に係る事前準備及び発災時対応のための手引き」(令和3年5月内閣府政策統括官(防災担当)作成。以下「応急修理の手引き」という。)を作成、公表するなどにより、地方公共団体による取組を支援している。

応急修理の手引きでは、地方公共団体が平時に事前準備しておくべきことを、都道府県及び市町村の役割分担別に整理している(表3-②)。

表3-② 応急修理の手引き「事前準備編」災害救助法に基づく応急修理制度(被災した住宅の応急修理)の概要

事前準備として実施する事項		役割分担	
		都道府県	市町村
(1) 市町村への事務委任に係る検討	①市町村に委任する事務の事前の取決め	●	
	②都道府県と市町村での意見交換、事務委任の内容の確認		●
(2) 実施要領、様式等の作成	—	●	●
(3) 管理台帳、業務マニュアルの作成	①管理台帳のひな形の作成	●	●
	②業務マニュアルの作成		●
(4) 指定業者リストの作成	①修理業者リストを元にした指定業者リストの作成	●	●
	②指定業者リストの掲載情報の定期的な更新		●
(5) 制度周知資料の作成、周知方法の検討	①制度周知資料のひな形の作成	●	
	②制度周知方法の検討	●	●

(注) 応急修理の手引きを基に、当省が作成した。

(1) 事務処理体制の整備及び説明会の実施の状況

ア 制度の詳細

(平時の取組)

内閣府は、応急修理の迅速な実施の観点から、「災害救助事務取扱要領」において、マニュアルの整備や関係団体との連携等、平時から取り組むことが望ましい事項について定めるとともに、円滑な事務手続の実施に係る留意点や事務の流れについて示している(表3-(1)-①)。

表3-(1)-① 「災害救助事務取扱要領」<抜粋>

11 日常生活に必要な最小限度の部分の修理(被災した住宅の応急修理)

(1) 目的・趣旨

(略)

災害が発生したときには、必要に応じて建設事業者団体等の協力を得て、速やかに法による住宅の応急修理が必要な住宅の応急修理を行うこと。

また、円滑に応急修理を実施するため、地方公共団体においては、平時から実施要領(別添5「(災害名)における日常生活に必要な最小限度の部分の修理実施要領(例)」参照)を定めるとともに、あらかじめ応急修理を実施する事業者を指定しておく等手続きの簡素化を図りたい。

(略)

(2) 期間

(略)

応急修理の迅速な実施

近年、施工業者不足の問題等により、応急修理の完了までの期間は長期化している。内閣府、国土交通省では、被災自治体と連携して、修理期間が可能な限り長期化しないよう、工務店団体による応急修理等に係る相談体制の支援や修理業者に関する周知などの支援を行っている。

被災自治体において、職員による巡回などの被災者個々へのアプローチを図っていただくなど、修理が長期化しないよう努めること。

具体的には、次のとおり修理期間の短縮化に資すると考えられる取組等について、可能な限り平時から事前準備を進め、発災時に対応すること。

ア 災害発生後、速やかな応急修理の受付体制の構築、審査手続き等の事務の円滑化を図るため、都道府県におかれては、平時から各市町村における体制等にも留意しつつ、事務委任の詳細について調整・取決めを進めるとともに、応急修理に係る対応マニュアルの整備など、市町村に対して支援を行うこと。

イ 災害発生後可能な限り早い時期から、被災者に対し応急修理を含む住まいの確保策に係る情報提供・意向確認を図るとともに、住まいの再建に関する被災者のニーズ・課題の把握等を行うこと。

ウ 平時から関係団体や修理業者等と調整し、適宜、事業者に対する説明資料の作成や説明会の実施等周知を行った上で、災害発生時には住宅の補修等に活用できる事業者リストをホームページ等に掲載し、自治体の相談・申請窓口等において被災者への情報提供・紹介等を行うこと。

この際、業界団体等の協力を得て、被災した住宅の工事に係る相談窓口を開設し、当該団体において、被災者からの応急修理に係る相談対応や事業者の情報提供等を実施することが有効であると考えられることから、関係省庁とも必要に応じて連携しつつ実施すること。

エ 実施主体である都道府県や事務委任を受けた市町村は、チラシ、住民説明会等により、被災者に対して応急修理についてわかり易く速やかに周知を図ること。

なお、支援制度等に係るチラシの作成にあたり、地方公共団体に加えて、内閣府、国土交通省等のクレジットを入れる等、政府として協力することが可能であるため、適宜、相談すること。

(注) 下線は当省が付した。

(マニュアルの作成と役割分担、事業者リストの作成)

応急修理の手引きでは、都道府県及び市町村が準備しておくべき事項として、業務マニュアルを作成し、役割を明確にすることや、修理業者リストの作成を検討することを示している(表3-(1)-②)。

表3-(1)-② マニュアルの作成と役割分担に関する留意点

<p>業務マニュアルの作成</p>	<p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、担当する予定の事務の内容を整理し、市町村内の担当部局(災害救助法に関する事務の所管部局、住宅・建築部局等)の役割分担、人員配置、業務フロー、受付窓口の設置場所等を定めた具体的な「業務マニュアル」を事前に作成しておくことが重要である。 ○ 特に市町村内における応急修理制度の主管部局については、過去の災害での運用実績も踏まえると、応急修理工事の範囲に関する技術的な相談への対応の他、住宅・建築関係団体や修理業者との連絡調整等が必要となることから、<u>住宅・建築部局を主管部局として位置付けることが望ましい。</u> なお、住宅・建築部局が主管部局でない場合も、住宅・建築部局とは十分に連携を取ることが望ましい。 ○ 業務マニュアルでは、担当職員間で混乱が起きないように役割分担表を作成する等、各担当職員の役割を明確にしておくことが望ましい。
<p>指定業者リストの作成に係る準備 —修理業者リストを元にした指定業者リストの作成</p>	<p>《都道府県》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県は、住宅・建築関係団体の協力を得て作成した修理業者リストについて、市町村が指定業者リストを作成するに当たって参考にできるように、事前に市町村に提供する。 <p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、都道府県から<u>修理業者リストの提供を受け、それを踏まえて指定業者リストを事前に作成しておくことが重要である。</u> ○ 指定業者リストを作成した場合は、当該指定業者に対し、<u>応急修</u>

	<p>理制度の概要や手続フロー等について事前に説明を行っておくことが望ましい。</p> <p>○ また、制度運用の際には、被災者が指定業者リストに掲載されていない修理業者に応急修理工事を依頼する場合も想定されるため、そのような修理業者を当該リストに追加する際のルール等を事前に検討し、業務マニュアルに記載しておくことが望ましい。</p>
--	--

(注) 応急修理の手引きを基に、当省が作成した。

イ 調査結果

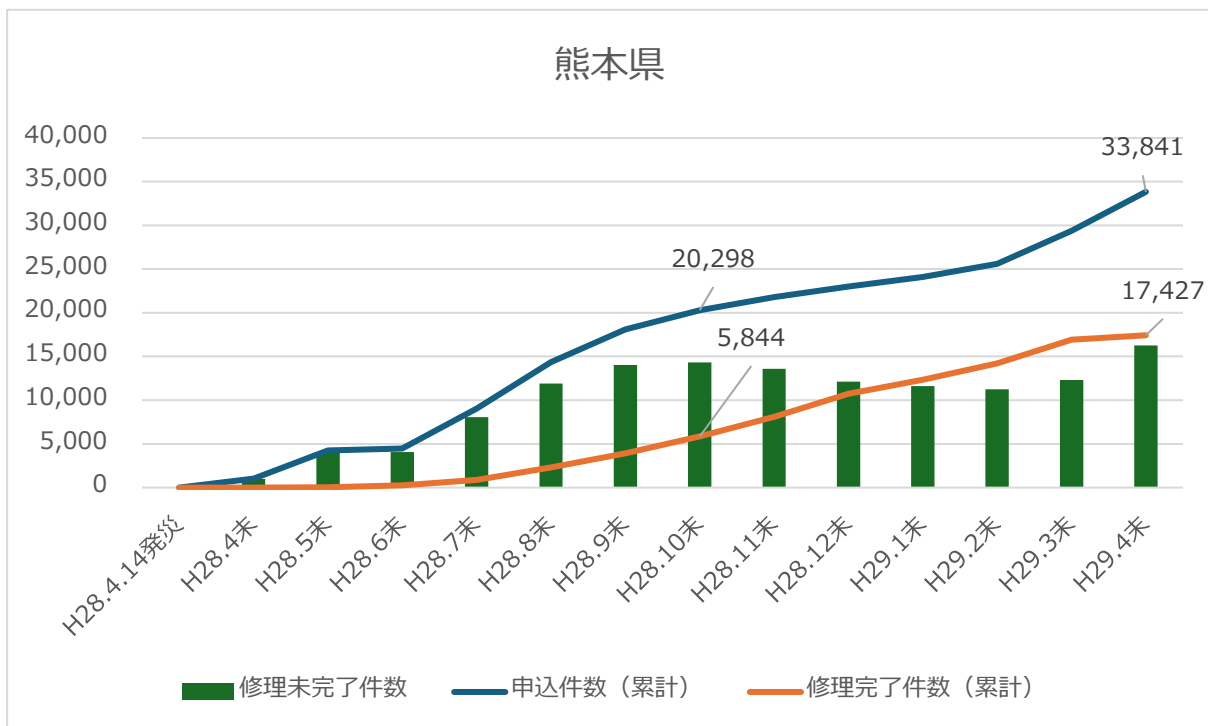
(7) 被災地に対する調査

a 応急修理の実績

調査対象とした過去の被災地における発災から1年経過後の応急修理の申込件数は、熊本地震における熊本県では約3万4,000件、能登半島地震における石川県では約1万2,000件、新潟県では約9,000件であった（各県における応急修理制度の運用開始と申請期限は、参考4）。

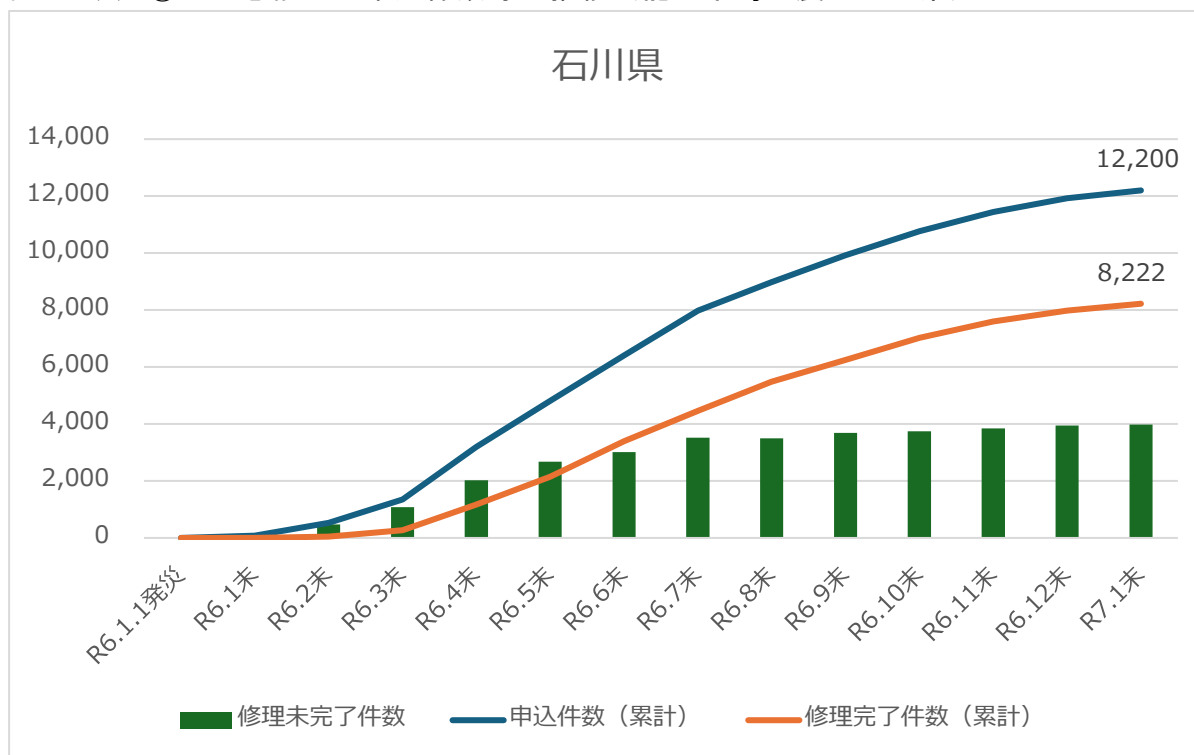
被災後1年間の累計申込件数と累計修理完了件数、当月末時点の修理未完了件数をみると、熊本地震及び能登半島地震のいずれにおいても、発災後4か月頃から、申込みが急増していることがうかがわれる（図3-(1)-①から③まで）。申込件数と完了件数のかい離が大きい部分もみられ、例えば、熊本県では、平成28年10月末時点では、完了件数（約6,000件）に対して申込件数（約2万件）が3倍程度となっており、一時期、修理の申込みに対し、修理工事が追いついていなかった様子がうかがわれる。

図3-(1)-① 応急修理の申込件数等の推移（熊本地震・熊本県）



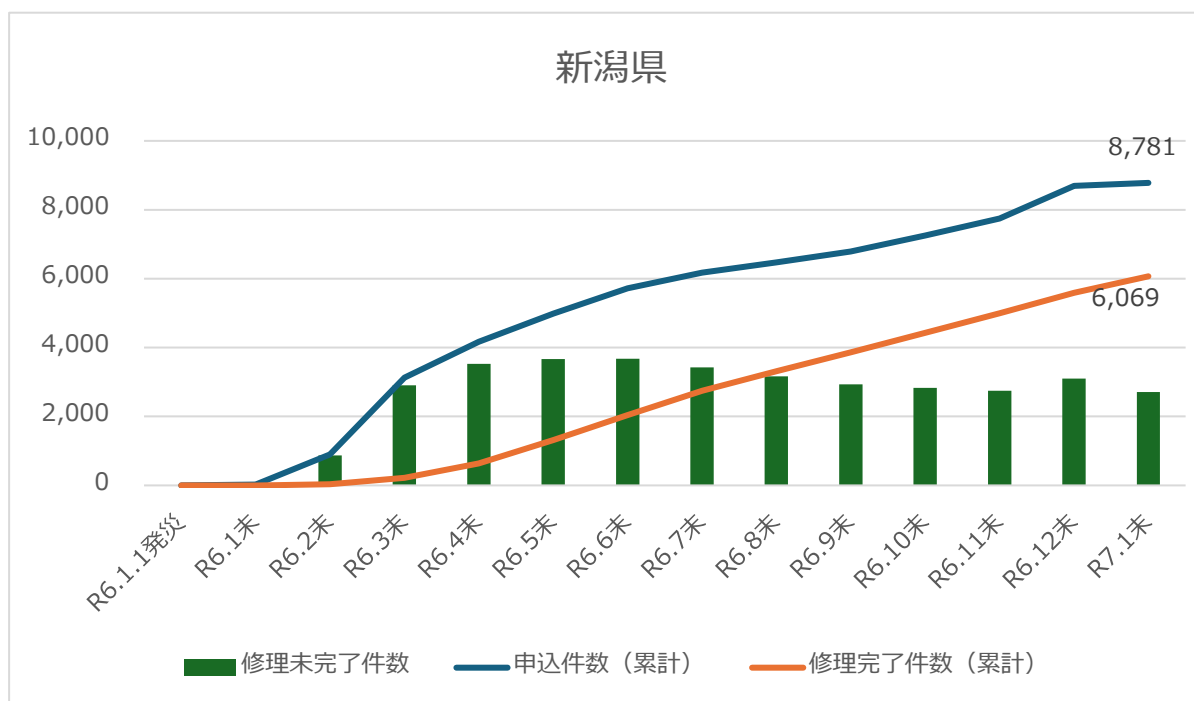
- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 各時点における具体的な数値については参考5

図3-(1)-② 応急修理の申込件数等の推移（能登半島地震・石川県）



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 各時点における具体的な数値については参考6

図3-(1)-③ 応急修理の申込件数等の推移（能登半島地震・新潟県）



- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 各時点における具体的な数値については参考7

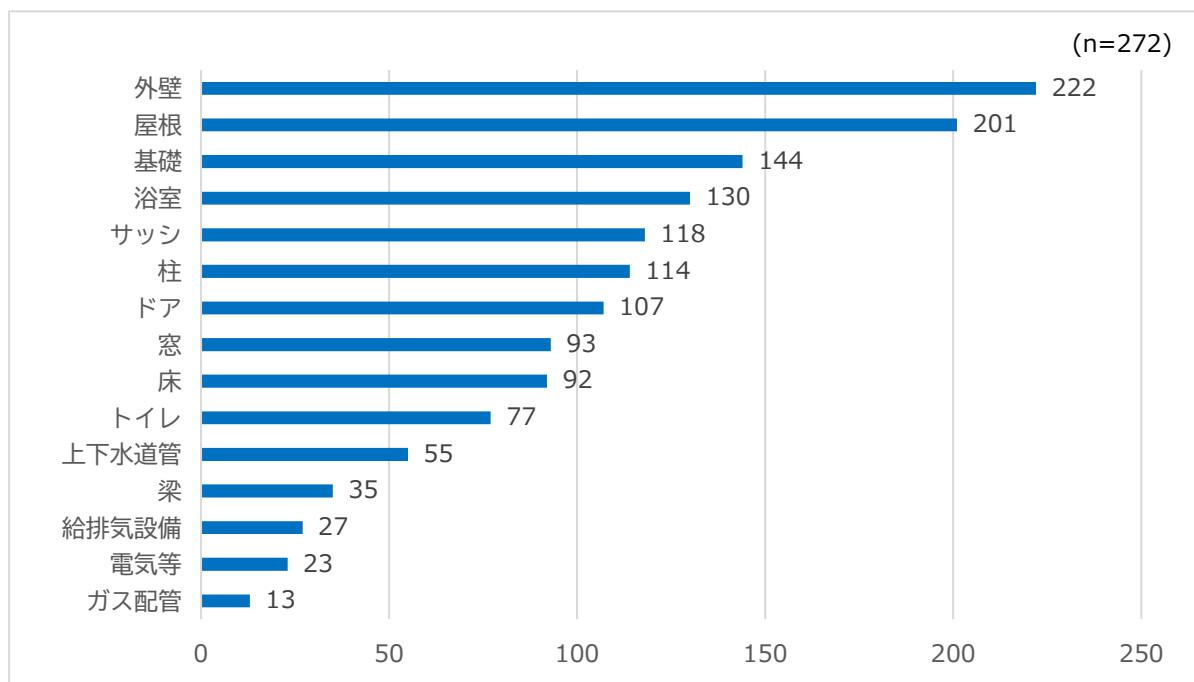
（熊本地震及び能登半島地震における被害を受けた住宅の部位等の状況）

熊本地震及び能登半島地震における被害を受けた住宅の部位及び応急修理の修繕箇所を調査したところ、被害を受けた住宅の部位については、熊本地震における熊本市では、「外壁」が最も多く（対象世帯全体の約 82%）、次いで「屋根」（同約 74%）であった。一方、能登半島地震における珠洲市では、「屋根」が最も多く（対象世帯全体の約 71%）、次いで「外壁」（同約 31%）であった（図 3-(1)-④及び⑤）。

応急修理の修繕箇所については、能登半島地震における輪島市では、「屋根」が最も多く（対象世帯全体の約 67%）、次いで「内・外壁」（同約 12%）であった（図 3-(1)-⑥）。

図 3-(1)-④ 被害を受けた住宅の部位（熊本地震・熊本市）

（単位：件）

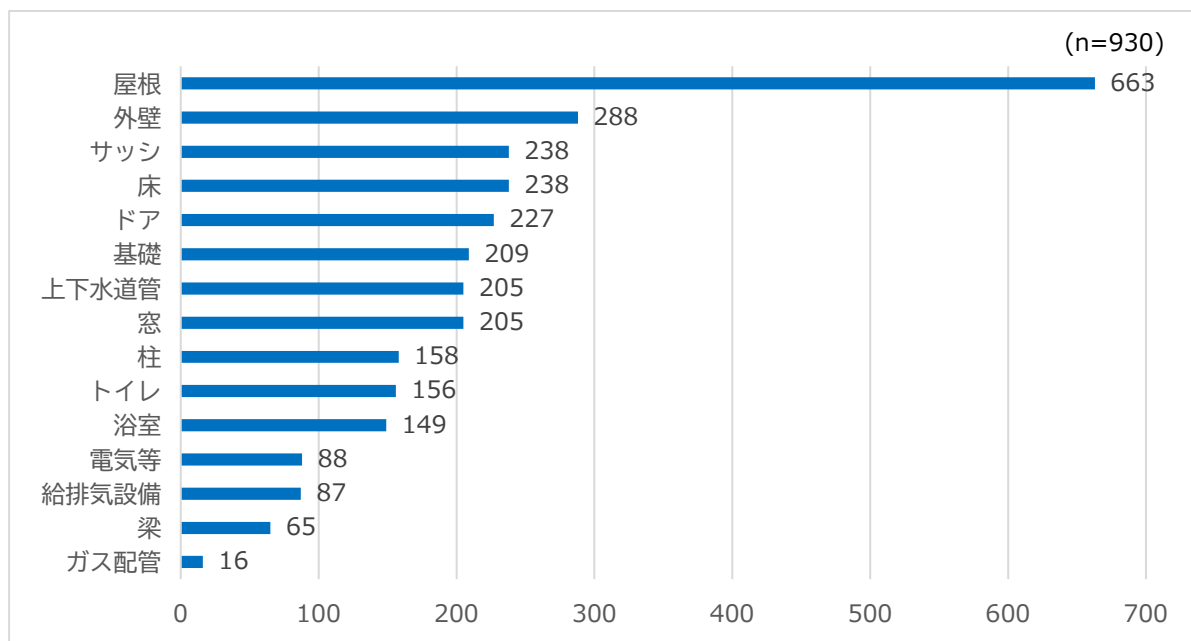


（注） 1 内閣府が、熊本市に提出された応急修理申込書（無作為に抽出した戸建住宅 272 件）を分析したものである。

2 複数箇所選択できるため、各部位の件数の合計は n と一致しない。

図3-(1)-⑤ 被害を受けた住宅の部位（能登半島地震・珠洲市）

（単位：件）

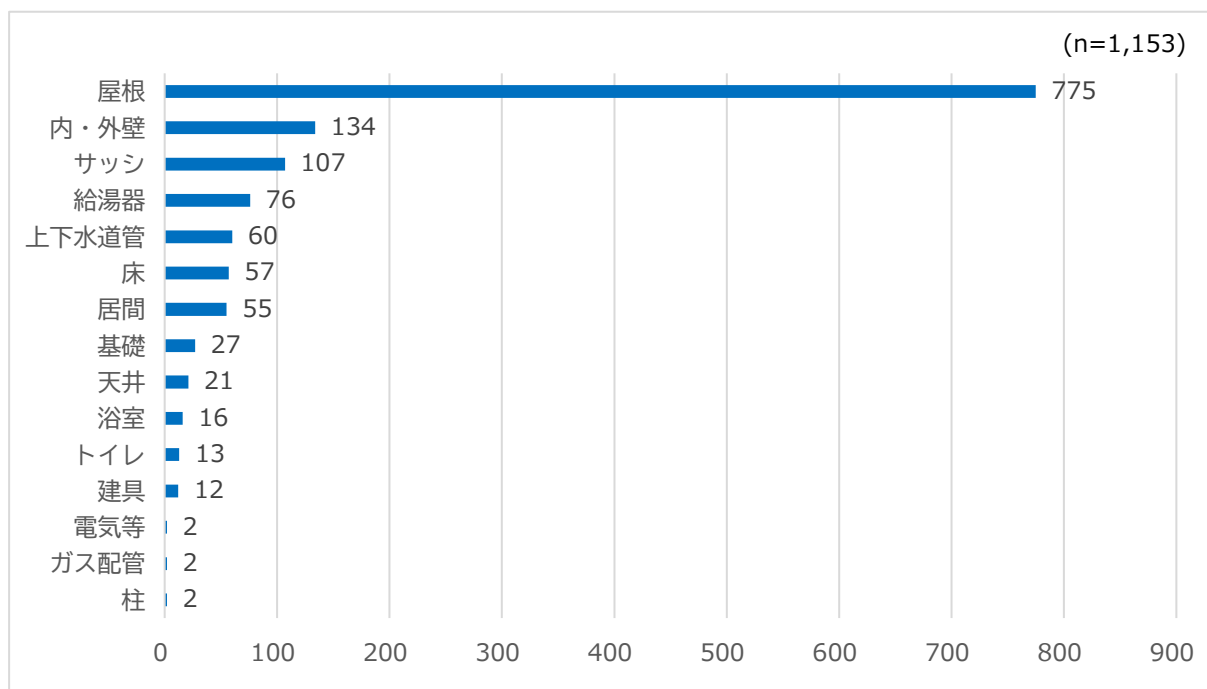


（注）1 珠洲市の応急修理台帳（令和7年11月21日時点）を基に、令和7年1月31日受付分までの申込みを当省が集計した。

2 被害を受けた住宅の部位は、被災者が応急修理申込書の「被害を受けた住宅の部位」に「○」を付けた箇所である。なお、複数選択できるため、各部位の件数の合計はnと一致しない。

図3-(1)-⑥ 応急修理の主な修繕箇所（能登半島地震・輪島市）

（単位：件）



（注）1 輪島市の応急修理台帳（令和7年11月19日時点）を基に、令和7年1月31日受付分までの申込みを当省が集計した。

2 応急修理台帳に記載されている応急修理で複数箇所修繕している場合もあるため、各箇所の件数の合計はnと一致しない。

b 事務処理体制の状況

熊本地震及び能登半島地震の対応を行った熊本県及び石川県において、応急修理の事務処理体制に関する課題等を調査したところ、応急修理に関する事務はいずれも市町村に事務委任されていたが、市町村の現場では、人員が不足していた実態がみられた。

また、被災者は、修理内容や応急修理制度の知識が十分になく、申請手続きを含め事業者に頼っていたとみられることから、事業者の負担が増えていた可能性があり、事業者については、いわゆる「一人親方」などの事業者も多く、申請事務に不慣れで事務に時間を要した状況などがうかがわれた（表3-(1)-③）。

表3-(1)-③ 応急修理の事務処理体制に関する実態・課題

区分	実態・課題
行政の事務処理体制	<p>○ <u>人員が不足していた</u>。開庁時間中は、担当二人で電話や対面で被災者の相談対応を行い、閉庁後に事務処理を行った。最繁忙期は、県から協力職員四人が派遣されたが、<u>2週間以内に交代してしまいノウハウが蓄積されなかった</u>。 【志賀町】</p> <p>○ 県内の多くの市町村で、福祉関係部署が災害救助を所管していた。建築関係への知識が乏しい部分があり、説明などに苦慮した。また、契約事務の煩雑さも負担となった。</p> <p>修理費は、一旦、市町村が負担する形となった。このため、災害発生後、市町村ではすぐに予算の確保手続が必要となった。今後の災害でも、県と市町村の役割分担としては、県が大枠を作り、各市町村で業者との細かい調整をしてもらう形を想定している。</p> <p><u>業者や市町村の事務負担が非常に大きかった</u>。 【熊本県】</p> <p>○ <u>発災当時の体制では全く人手が足りず、発災後2、3か月間で他県職員も含めた応援が入り、当時利用できなくなっていた市民病院の看護師たちにも手伝ってもらいながら事務処理を進めた</u>。 【熊本市】</p>
被災者側	<p>○ 国の制度や県の制度など、住宅の修理に関する様々な支援制度について、事業者から教えてもらった。事業者から提案してもらったとおりに支援制度を組み合わせて修理した。【中規模半壊の被災者（能登半島地震）】</p> <p>○ 住宅の修理に関する様々な支援制度を活用したが、どの部位の修理にどの制度を活用したか分からない。 【半壊の被災者（能登半島地震）】</p>
事業者の事務処理状況	<p>○ 地元の工務店や「一人親方」も多く、事務に不慣れで申請資料を作成するのに手間取った。<u>一人親方は、修理作業と申請事務を一人で処理することとなるが、それは困難であり、結果的に修理実施までに時間を要した</u>。 【熊本県、志賀町】</p> <p>○ 修理作業を行うグループと事務作業を行うグループに分けて、修理業務を行った（詳細は下記「(参考) 能登半島地震で円滑に事務を進めたと</p>

	みられる事業者の事例」参照)。 【事業者】																															
	(参考) 能登半島地震で円滑に事務を進めたとみられる事業者の事例																															
	上述の「修理作業を行うグループと事務作業を行うグループに分けて修理業務を行った」事業者は、工夫して事務処理を行ったことにより、平均的な事業者と比較して多くの件数の応急修理を実施していた ¹⁹ 。																															
	(事業者における応急修理の対応手順と所要期間の例) (注2)																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>所要期間 (注3)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①被災者が自宅の修理について役所に相談</td> <td>起算時点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>①被災者から修理の相談(見積依頼)</td> <td>1週間程度</td> <td>・当該事業者の推測による。</td> </tr> <tr> <td>②-1 見積書発行のため依頼者宅に来訪</td> <td>3日程度</td> <td>・営業部門と現場部門に分かれて対応 ・営業部門が見積書を作成</td> </tr> <tr> <td>②-2 見積書発行</td> <td>即日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③役所に申請</td> <td>即日</td> <td>・事業者が申請書類をおおむね記載し、被災者本人に確認を取った上で役所に提出 ・申請書類提出時に、ポータブルプリンタとパソコンを持参し、誤りがあればその場で修正し、再提出</td> </tr> <tr> <td>④修理依頼書受理</td> <td>即日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤-1 着工</td> <td>8日程度</td> <td>・クーリングオフ期間を設定</td> </tr> <tr> <td>⑤-2 工事完了(役所に完了報告)</td> <td>2日～2週間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1か月程度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手順	所要期間 (注3)	備考	①被災者が自宅の修理について役所に相談	起算時点		①被災者から修理の相談(見積依頼)	1週間程度	・当該事業者の推測による。	②-1 見積書発行のため依頼者宅に来訪	3日程度	・営業部門と現場部門に分かれて対応 ・営業部門が見積書を作成	②-2 見積書発行	即日		③役所に申請	即日	・事業者が申請書類をおおむね記載し、被災者本人に確認を取った上で役所に提出 ・申請書類提出時に、ポータブルプリンタとパソコンを持参し、誤りがあればその場で修正し、再提出	④修理依頼書受理	即日		⑤-1 着工	8日程度	・クーリングオフ期間を設定	⑤-2 工事完了(役所に完了報告)	2日～2週間		合計	1か月程度		
手順	所要期間 (注3)	備考																														
①被災者が自宅の修理について役所に相談	起算時点																															
①被災者から修理の相談(見積依頼)	1週間程度	・当該事業者の推測による。																														
②-1 見積書発行のため依頼者宅に来訪	3日程度	・営業部門と現場部門に分かれて対応 ・営業部門が見積書を作成																														
②-2 見積書発行	即日																															
③役所に申請	即日	・事業者が申請書類をおおむね記載し、被災者本人に確認を取った上で役所に提出 ・申請書類提出時に、ポータブルプリンタとパソコンを持参し、誤りがあればその場で修正し、再提出																														
④修理依頼書受理	即日																															
⑤-1 着工	8日程度	・クーリングオフ期間を設定																														
⑤-2 工事完了(役所に完了報告)	2日～2週間																															
合計	1か月程度																															

(注) 1 当省の調査結果による。

2 応急修理関係事業者へのヒアリング結果に基づき当省が作成した。

3 ヒアリング対象事業者が多く対応した屋根の中央部分(棟)の修理を想定した所要期間である。

¹⁹ 本調査の結果によれば、令和6年1月1日の発災から令和7年1月31日までの間に、輪島市で応急修理を請け負った事業者について、同市内における平均対応件数が約4件であったのに対し、同社の同市内における対応件数は約60件であった。

c 申請受付

石川県から応急修理に係る事務の事務委任を受けた市町村、実際に応急修理に従事した事業者及び被災者に対し、応急修理の申請受付の運用状況について調査したところ、事業者が相当程度申請を代理している状況や、各種の支援制度を熟知していない被災者が、それらに詳しい事業者からの提案を受けて修理を行っている状況等がうかがわれた（表3-(1)-④）。

表3-(1)-④ 申請受付の運用状況

区分	内容
行政側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の被災者からの申請であるため、受付は、直接提出書類を持参してもらうこととしており、郵送、FAX、メール等による提出は原則受け付けていなかった。郵送だと郵便トラブルや必要書類が入っていないなどのおそれがあると考えたためである。【輪島市】 ○ 事業者の中には、<u>住宅の修理に関する様々な支援制度に精通した者もあり</u>、そのような事業者が本人と相談しつつ、役所への申請手続きを代わりに行っているケースもみられた。【志賀町】
事業者側	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>当社が申請書のひな形を用意し、ある程度記入し、必要な箇所だけ依頼者に記入してもらった。申請は当社が行った。</u> ポータブルプリンタとパソコンを持参し、申請書類の提出時に修正が求められれば、<u>被災者に確認しつつ、その場で修正対応した。</u>【事業者】 ○ 被災者は工事種別の内訳まで認識することは困難であるため、申請書を作成することが難しい場合もある。<u>関わった案件の9割を代理申請で対応した。</u>【事業者】
被災者側 (表3-(1)-③再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の制度や県の制度など、住宅の修理に関する様々な支援制度について、事業者から教えてもらった。事業者から提案してもらったとおりに支援制度を組み合わせで修理した。【中規模半壊の被災者（能登半島地震）】 ○ 住宅の修理に関する様々な支援制度を活用したが、どの部位の修理にどの制度を活用したか分からない。【半壊の被災者（能登半島地震）】

(注) 当省の調査結果による。

d 応急修理業者の確保

被災地方公共団体及び被災者に、応急修理が進まない理由について確認したところ、事業者の確保に苦慮したとする意見が多く聴かれた（表3-(1)-⑤）。

表3-(1)-⑤ 応急修理が進まない理由に係る意見

意見の内容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災後は施工業者が不足し、応急修理期間が予定より大幅に長期化した。応急修理は短期間で実施してもらう必要があるが、事業者がなかなか確保できないという声が多かった。

大規模災害時には、平時に公共工事などで入札資格を有するような規模の事業者だけでは不足するため、個人事業主や一人親方にも協力を仰いで体制を整えたが、それでも十分ではなく、修理の順番待ちの者が多く発生した。 【熊本県】

○ 当初は応急修理期間を3か月と見込んでいたが、当該期間内に終了した住戸はほとんどなかった。 【熊本市】

○ 応急修理の期間は、本来6か月以内とされているが、6か月を超えて制度を続けている。その要因は事業者の不足にある。 【新潟市】

○ 地元事業者に依頼する人が多く、事業者が不足し、修理が進まない状況であった。 【志賀町】

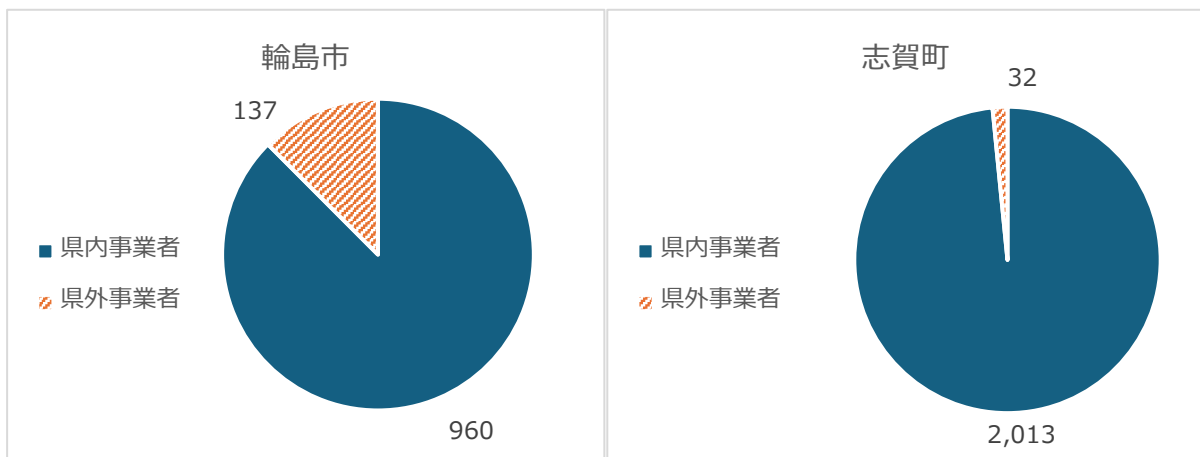
○ 工事業者を探すのがとにかく大変であった。知り合いのつてをたどってなんとか依頼できた。 【中規模半壊の被災者（能登半島地震）】

○ 多くの工事業者に断られたが、何件か訪ねてようやく受けてくれるところが見つかった。半年ぐらひは探していた。 【半壊の被災者（能登半島地震）】

(注) 当省の調査結果による。

また、地元の事業者に依頼する者が多いとの意見を踏まえ、輪島市及び志賀町における、応急修理に携わった事業者の所在地を確認したところ、ほとんどが石川県内の事業者であった（図3-(1)-⑦）。

図3-(1)-⑦ 応急修理に携わった事業者の所在地（能登半島地震・輪島市又は志賀町）
（単位：件）



(注) 当省の調査結果による。

e 事業者の確保 (リストの作成)

石川県は、「いしかわ21世紀住まいづくり協議会」²⁰と連携し、住宅再建の支援に協力する事業者のリストを県ホームページからリンクさせている。令和7年9月10日時点、地区ごとに、奥能登地区113事業者、中能登地区145事業者、金沢地区166事業者、南加賀地区108事業者、重複を除くと合計191

²⁰ 石川県内の住宅関連団体で組織する協議会

事業者が登録されている。

(遠方事業者確保の取組)

石川県では、令和6年7月26日から、応急修理業者の不足に対応するとともに、遠方からの事業者の負担軽減のため、宿泊費や現地までの燃料費、人件費等を補助する取組を実施している(表3-(1)-⑥)。

表3-(1)-⑥ 遠方事業者への支援の取組(石川県)

取組の内容						
<p>能登6市町(輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町)において、被災した住宅における応急修理(見積調査・見積提示を含む。)に係る事業者の移動に要する燃料代や宿泊代等の掛かり増し経費に対し補助を行った(石川県住宅の応急修理制度に関する掛かり増し経費補助金)。</p> <p>当該補助は石川県独自の取組であり、国の事業やこれまでの被災地の例にならなかったものではない。</p> <p>同じ能登半島地震で被災した能登6市町の宅内配管の修繕等を行う指定給水装置工事事業者に対して生活環境部環境政策課が最初に行っており、これを応急修理でも実施したものである。</p> <p>金沢市などの事業者が修理や見積りなどのために能登地方に行くのに時間やガソリン代がかかるとい話はよく聞いていたため、少しでも能登地方に行ってもらうきっかけになればとの考えで実施した。</p>						
<p>(石川県住宅の応急修理制度に関する掛かり増し経費補助金)</p>						
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <h3 style="text-align: center;">住宅の応急修理の掛かり増し経費のイメージ(金沢市の業者→輪島市)</h3> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>① 現地の見積調査、② 見積提示・説明時</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>1日目</p> <p>地元業者: ① 現地調査 又は ② 見積提示・説明</p> <p>地元以外の業者: 移動(燃料費・人件費) → ① 現地調査 又は ② 見積提示・説明 → 移動(燃料費・人件費)</p> <p><small>※地元業者の現地調査等は半日だが、地元以外の業者は移動も含めて1日拘束されるため、半日分の人件費を掛かり増し経費とみる。</small></p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <p>支援対象経費(掛かり増し経費)</p> <p><① 見積調査の例> 【金沢市⇄輪島市:1人1日の場合】 20,700円 移動にかかる燃料費 6,400円(片道3,200円×2) 移動にかかる人件費 14,300円(1人) (28,600円(大工の積算単価)×0.5日分(半日分))</p> <p><② 見積提示の例> 【金沢市⇄輪島市:1人1日の場合】 20,700円 移動にかかる燃料費 6,400円(片道3,200円×2) 移動にかかる人件費 14,300円(1人) (28,600円(大工の積算単価)×0.5日分(半日分))</p> <p><③ 本工事の例> 【金沢市⇄輪島市:3人2泊の場合】 114,500円 移動にかかる燃料費 12,800円((片道3,200円×2)×2台)※車両2台の場合 移動にかかる人件費 42,900円(3人) (28,600円(大工の積算単価)×0.5日分(半日分)×3人) 宿泊料 58,800円(9,800円×2泊×3人)</p> <p style="text-align: right;">← 合計 155,900円</p> </td> </tr> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>③ 応急修理時</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;"> <p>1日目</p> <p>地元業者: 工事</p> <p>地元以外の業者: 移動(燃料費・人件費) → 工事 → 宿泊(宿泊料)</p> </td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> <p>2日目</p> <p>地元業者: 工事</p> <p>地元以外の業者: 工事 → 宿泊(宿泊料)</p> </td> <td style="width: 33%; text-align: center;"> <p>3日目</p> <p>地元業者: 工事</p> <p>地元以外の業者: 宿泊(宿泊料) → 工事 → 移動(燃料費・人件費)</p> </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>地元以外の業者の移動にかかる 燃料費 約28円/km・台(※) 人件費 14,300円/人・往復 及び、宿泊に要する 宿泊料 9,800円(※)/人・泊 の掛かり増し経費を県が補助</p> <p><small>(※) 限度額 5,200円/片道・台(加賀市から珠洲市の移動距離相当) (※) 定額(超過分は負担なし)</small></p> </div> </div> </div> </div>		<p>1日目</p> <p>地元業者: ① 現地調査 又は ② 見積提示・説明</p> <p>地元以外の業者: 移動(燃料費・人件費) → ① 現地調査 又は ② 見積提示・説明 → 移動(燃料費・人件費)</p> <p><small>※地元業者の現地調査等は半日だが、地元以外の業者は移動も含めて1日拘束されるため、半日分の人件費を掛かり増し経費とみる。</small></p>	<p>支援対象経費(掛かり増し経費)</p> <p><① 見積調査の例> 【金沢市⇄輪島市:1人1日の場合】 20,700円 移動にかかる燃料費 6,400円(片道3,200円×2) 移動にかかる人件費 14,300円(1人) (28,600円(大工の積算単価)×0.5日分(半日分))</p> <p><② 見積提示の例> 【金沢市⇄輪島市:1人1日の場合】 20,700円 移動にかかる燃料費 6,400円(片道3,200円×2) 移動にかかる人件費 14,300円(1人) (28,600円(大工の積算単価)×0.5日分(半日分))</p> <p><③ 本工事の例> 【金沢市⇄輪島市:3人2泊の場合】 114,500円 移動にかかる燃料費 12,800円((片道3,200円×2)×2台)※車両2台の場合 移動にかかる人件費 42,900円(3人) (28,600円(大工の積算単価)×0.5日分(半日分)×3人) 宿泊料 58,800円(9,800円×2泊×3人)</p> <p style="text-align: right;">← 合計 155,900円</p>	<p>1日目</p> <p>地元業者: 工事</p> <p>地元以外の業者: 移動(燃料費・人件費) → 工事 → 宿泊(宿泊料)</p>	<p>2日目</p> <p>地元業者: 工事</p> <p>地元以外の業者: 工事 → 宿泊(宿泊料)</p>	<p>3日目</p> <p>地元業者: 工事</p> <p>地元以外の業者: 宿泊(宿泊料) → 工事 → 移動(燃料費・人件費)</p>
<p>1日目</p> <p>地元業者: ① 現地調査 又は ② 見積提示・説明</p> <p>地元以外の業者: 移動(燃料費・人件費) → ① 現地調査 又は ② 見積提示・説明 → 移動(燃料費・人件費)</p> <p><small>※地元業者の現地調査等は半日だが、地元以外の業者は移動も含めて1日拘束されるため、半日分の人件費を掛かり増し経費とみる。</small></p>	<p>支援対象経費(掛かり増し経費)</p> <p><① 見積調査の例> 【金沢市⇄輪島市:1人1日の場合】 20,700円 移動にかかる燃料費 6,400円(片道3,200円×2) 移動にかかる人件費 14,300円(1人) (28,600円(大工の積算単価)×0.5日分(半日分))</p> <p><② 見積提示の例> 【金沢市⇄輪島市:1人1日の場合】 20,700円 移動にかかる燃料費 6,400円(片道3,200円×2) 移動にかかる人件費 14,300円(1人) (28,600円(大工の積算単価)×0.5日分(半日分))</p> <p><③ 本工事の例> 【金沢市⇄輪島市:3人2泊の場合】 114,500円 移動にかかる燃料費 12,800円((片道3,200円×2)×2台)※車両2台の場合 移動にかかる人件費 42,900円(3人) (28,600円(大工の積算単価)×0.5日分(半日分)×3人) 宿泊料 58,800円(9,800円×2泊×3人)</p> <p style="text-align: right;">← 合計 155,900円</p>					
<p>1日目</p> <p>地元業者: 工事</p> <p>地元以外の業者: 移動(燃料費・人件費) → 工事 → 宿泊(宿泊料)</p>	<p>2日目</p> <p>地元業者: 工事</p> <p>地元以外の業者: 工事 → 宿泊(宿泊料)</p>	<p>3日目</p> <p>地元業者: 工事</p> <p>地元以外の業者: 宿泊(宿泊料) → 工事 → 移動(燃料費・人件費)</p>				

(注) 1 当省の調査結果及び石川県の資料による。
 2 本補助事業は、令和8年1月1日時点で、令和9年3月31日まで実施予定となっている。
 3 本補助事業は、石川県の資料によると、令和7年7月時点で259件の実績がある。

(イ) 大規模災害が想定されている地域に対する調査
 a 事務処理体制の整備状況、説明会等の実施状況
 (事務処理体制の整備状況)

応急修理の事務処理体制の整備状況を調査したところ、調査対象とした都道府県は、事務処理全てを市町村に事務委任するとしていた。

また、救助実施市の横浜市からは、首都直下地震において、応急修理が大量に生じることが想定され、事務処理に不安を抱えているとの意見が聴かれた(表3-(1)-⑦)。

表3-(1)-⑦ 応急修理の契約事務に係る課題(横浜市)

内容
首都直下地震では、10万件に及ぶ応急修理が見込まれ、事務処理に不安がある。1件ずつの個別契約ではなく、包括契約を結べないか業界団体に調整を試みているものの、協会に属していない小さな工務店や一人親方、建設業の許可を要しない規模の工事しか扱わない業者(注2)等が多数おり、それらの者まで取りまとめるのは難しい状況にある。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 軽微な建設工事(工事1件の請負代金の額が500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合には、1,500万円)に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事)のみを請け負うことを営業とする者は、建設業の許可を要しないとされている(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第1条の2)。

(各地方公共団体における応急修理のマニュアルの策定状況)

各地方公共団体における応急修理のマニュアルの策定状況を調査したところ、マニュアルを策定している都道府県は、12都道府県のうち9都道府県であった。

また、応急修理のマニュアルを策定している市町村は、15市町村のうち7市町村であった(表3-(1)-⑧)。

策定していない都道府県は、その理由として、応急修理は市町村が行うこととしているためとしている。

策定していない市町村は、その理由として、国、都道府県の策定しているものを活用するためとしている。

表3-(1)-⑧ 調査対象とした地方公共団体における応急修理のマニュアルの策定状況

	策定	未策定
都道府県数(割合)	9(75.0%)	3(25.0%)
市町村数(割合)	7(46.7%)	8(53.3%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、都道府県は12都道府県、市町村は15市町村に対する構成比である。

(市町村及び事業者向けの説明会・訓練の実施)

都道府県における市町村及び事業者向けの説明会・訓練の実施状況を調査したところ、市町村や事業者向けに、応急修理制度に関する説明会を実施している都道府県は、12 都道府県のうち5 都道府県で、応急修理の事務処理訓練を実施している都道府県は、12 都道府県のうち2 都道府県であった（表3-1)-⑨）。

説明会や訓練を実施していない都道府県は、その理由として「説明会をするほどの事務量がない」等としている。

表3-1)-⑨ 調査対象とした都道府県における応急修理の制度説明会及び事務処理訓練の実施状況

	実施	未実施
説明会 (都道府県数 (割合))	5 (41.7%)	7 (58.3%)
訓練 (都道府県数 (割合))	2 (16.7%)	10 (83.3%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、12 都道府県に対する構成比である。

(応急修理事務フロー（手続の流れ）の整備状況)

「災害救助事務取扱要領」及び応急修理の手引きには、地方公共団体の事務処理手順の参考として、応急修理の手続に係る事務フロー（手続の流れ）が掲載されている。内閣府は、この事務フローについて、応急修理事務の迅速化を図る観点から、令和2年4月に、「災害救助事務取扱要領」の改定を行っている（令和2年4月改定前のフロー（以下「旧フロー」という。）については参考8）。

一方、応急修理の手引きにおける事務フローについては、更新されていない。

応急修理の手引きに掲載されている事務フロー（参考9）は、被災者が申込書を提出した後、修理見積書の提出前に、市町村において要件審査を行い、審査通過後に、修理業者に見積書の提出を依頼する流れとしている。改定後のフロー（以下「新フロー」という。参考10）は、申込書提出時に修理見積書も同時に提出する流れとなっている。

内閣府は、新フロー、旧フローのいずれを活用しても問題ないとしているが、両フローを比較すると、新フローの方が、事務手続の段階が1段階少なく、より迅速に事務処理が進むよう簡略化されている（表3-1)-⑩）。

表3-1)-⑩ 応急修理の手続に係る事務処理の比較（ポイント）

新フロー	旧フロー
①修理業者から見積書をもらう	①被災者から都道府県に申込書を提出
②申込書及び見積書を都道府県に提出	②被災者から修理業者に対し修理見積書依頼

③都道府県から修理依頼書を修理業者に提出	③被災者から都道府県に修理見積書の提出
～工事着手～	④都道府県から修理業者に対し修理依頼書を提出
	～工事着手～

(注) 内閣府へのヒアリングを基に、当省が作成した。

このような状況を踏まえ、当省が調査対象とした地方公共団体のマニュアル等において事務フローの掲載が確認できた 11 都道府県、3 救助実施市、3 市町村において、応急修理制度に係る事務フローを確認したところ、6 都道府県及び 3 市町村が旧フローとなっていた (表 3-(1)-⑪)。

旧フローを掲載していた都道府県は、今後、マニュアル改定に併せて、新フローに見直したいとしている。

表 3-(1)-⑪ 調査対象とした地方公共団体における応急修理事務フローの整備状況

	新フロー	旧フロー
都道府県数 (割合)	5 (45.5%)	6 (54.5%)
救助実施市数 (割合)	3 (100%)	0 (0%)
市町村数 (割合)	0 (0%)	3 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、フローが確認できた都道府県は 11 都道府県、救助実施市は 3 救助実施市、市町村は 3 市町村それぞれに対する構成比である。

b オンライン申請の導入の検討状況²¹

発災後、実際に応急修理の申請を受け付けることとなる市町村にオンライン申請の導入の検討状況を調査したところ、導入を検討している市町村は、15 市町村のうち 6 市町村であった。

これらの市町村は、平時から使用している電子申請システム (LoGo フォーム²²等) を活用する予定であるとしており、中には、フォーマットも作成済みとしている市町村もあった。

c 事業者の確保

今回、調査した 12 都道府県において、応急修理業者のリスト (例えば、屋根、床、柱、外壁、窓修理などを担うことができる事業者) の整備状況を調査したところ、当該リストを整備している都道府県は 10 都道府県であった。

リストを整備している 10 都道府県は、関係団体と協定を締結し、毎年、応急修理の事業者リストの提供を受けていた。

²¹ 応急修理の実施申請は、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年 12 月 20 日閣議決定)において、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」として定められている。

²² 株式会社トラストバンク社が「LGWAN-ASP サービス」として提供しているもので、地方公共団体職員が電子申請や申込予約、アンケートなどのフォームを作成・集計し、一元管理できる、地方公共団体専用の「デジタル化総合プラットフォーム」サービスである。

リストを整備していない2都道府県は、その理由として、応急修理を担う事業者は小規模事業者が多く、団体に所属していない事業者も多いため、把握が難しい等としている（表3-(1)-⑫）。

表3-(1)-⑫ 事業者リストの作成に係る課題等

内容
○ 応急修理を請け負える事業者は、小規模事業者であり、協定を締結している関係団体等には、そのような事業者が所属していない。
○ 応急修理を行える事業者を取りまとめる団体が無い。

(注) 当省の調査結果による。

なお、大阪府では、協定締結団体の下請けの事業者が掲載されたリストの提供を受けている。

ウ まとめ

過去の被災地では、応急修理が進捗しない主な理由として、事業者の確保に苦慮したことが挙げられている。石川県は、関係団体と協力体制を構築し、事業者リストの周知や、遠方の事業者に向けた「掛かり増し経費の補助」を実施するなど、積極的な事業者確保策を講じていた。他方、事業者の中には、事務処理を工夫して多くの応急修理を担った事業者もいた。

大規模災害が想定されている地域では、全ての都道府県が市町村に応急修理事務を事務委任することとしている。

一方、大量の契約事務により事務が滞ることを懸念し、民間への事務処理に係る包括契約を検討している地方公共団体もあった。

また、各地方公共団体の応急修理の事務フローを確認したところ、新フローと旧フローの両方みられた。内閣府は、「いずれのフローでも問題ない」としているが、新フローは、手続の簡略化が図られていることから、今後、地方公共団体が応急修理マニュアルを更新する際には、新フローの採用について検討されることを期待したい。

(2) 望ましい応急修理制度の在り方（支払事務の円滑化）

ア 制度の詳細（市町村の支払事務）

応急修理は、工事完了後、地方公共団体が申請案件ごとに代金の支払事務を行うこととなる。市町村は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）及び当該地方公共団体が定める条例や規則等を遵守し、伝票の起票、所管部局決裁を経て支払処理を行うこととなる（表 3-(2)-①）。

表 3-(2)-① 政府契約の支払遅延防止等に関する法律＜抜粋＞

<p>(政府契約の必要的内容事項)</p> <p>第 4 条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、次に掲げる事項を書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）（財務省令で定めるものに限る。）を含む。第十条において同じ。）により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の作成を省略することができるものについては、この限りでない。</p> <p>一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期</p> <p>二 <u>対価の支払の時期</u></p> <p>三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</p> <p>四 契約に関する紛争の解決方法</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>(支払の時期)</p> <p>第 6 条 第四条第二号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から<u>適法な支払請求を受けた日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日（以下この規定又は第七条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p>

(注) 下線は当省が付した。

イ 調査結果

一般的に市町村における支払事務処理は、支払までには所管部局による決裁手続（支出負担行為）、会計所管部局による決裁手続、指定金融機関等による支払手続等が存在し、事務処理には、各段階で一定の時間を要する。

調査対象とした市町村は、支払事務は、上記一連の作業を契約ごとに 1 件ずつ処理する必要があるため、「負担が大きい」としている。

また、能登半島地震で応急修理に携わった事業者は、一部の市町からの支払が遅延しており、資金繰りが厳しくなりかけたため、その市町の修理を受けること

が難しくなったとしており、一部の市町において、実際に支払が遅延していたとみられる（表3-(2)-②）。

表3-(2)-② 応急修理業者への支払が遅延したとみられる事例（能登半島地震）

事例の内容
<p>能登半島地震では、4市町で応急修理を請け負った。工事が完了し、完了報告書、請求書を出した後、早い市町では1か月以内で支払われたが、遅いと3か月かかった。3か月も待たされると、運転資金がなくなるので苦しかった。令和6年3月～4月頃は、とある市町村の支払が特に遅く、いつ支払えるか分からないと言われた。そうになると、例えば補助額70万6,000円の工事で10件請けた場合には700万円以上の支払が滞るので、当該市町村で応急修理を請け負うのは難しいと感じた。</p>

（注）当省の調査結果による。

一方で、新潟市では、人員不足を解消するため、業務効率化ツールを導入して支払事務の効率化を図った事例がみられた（表3-(2)-③）。

表3-(2)-③ 支払事務を円滑に進めるための工夫を行った事例（新潟市）

内容
<p>事業者も人手が不足し、請求書の提出が遅れることはよくあったが、行政も支払が遅れていた。</p> <p>事務に長けた職員がいれば処理スピードは上がるが、応急修理の支払事務については、受付や審査業務を担う技術職員が並行して行っていたので、当該職員の負担が大きくなっていた。</p> <p>支払事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の規定上、<u>私人に委託することができないため、職員が担う以外に改善が見込めない。</u></p> <p>このため、庁内の応援職員を動員、その後、専属の<u>会計年度任用職員（最盛期は15人）を雇用（注2）</u>して、伝票処理を行った。</p> <p>さらに、約88万円かけてRPA（ロボットによる業務自動化：Robotics Process Automation）を導入（注2）し、申請書記載事項の転記を自動化した（注3）。</p>

（注）1 当省の調査結果による。

2 会計年度任用職員を雇用した人件費相当分及びRPA導入費については、災害救助法第18条第1項に規定される救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として、国庫負担の対象である。

3 新潟市は、RPAの導入により、約860時間の削減に効果があったとしている。

このほか、新潟市では、事業者の運転資金の枯渇に備え、市の単独補助として、「新潟市被災建物等の復旧・再建事業者利子軽減事業補助金」を創設した。

この補助金は、中小規模事業者が金融機関から事業資金を借り入れた場合の利子相当額について、50万円を限度として補助するものであり、新潟市は、能登半島地震の発災から令和7年9月17日時点までに約60件の支援を行ったとしている（図3-(2)-①）。

新潟市は、この制度により、工事請負業者の緊急的な資金調達への支援を行うことができたとしている。

図3-(2)-① 新潟市被災建物等の復旧・再建築事業者利子軽減事業補助金

重要 被災した建物等の復旧・再建工事を請け負う中小・小規模事業者の皆さまへ

**事業に必要な借入資金（つなぎ資金）の
利子相当額を支援します。**

令和6年1月1日からの地震被害により被災した新潟市内の建物等の復旧・再建にかかる工事を請け負う中小・小規模事業者に対し、工事に必要な資金を金融機関から借入れた場合の利子相当額を支給します。

制度名 新潟市 被災建物等の復旧・再建築事業者利子軽減事業補助金

対象者 以下のすべてを満たす中小・小規模事業者
1. 被災建物等の復旧・再建工事を請け負う者
2. 市内の被災建物等の復旧・再建工事に必要な資金を確保するため、金融機関から償還期間1年以内の運転資金（つなぎ資金）を借り入れた者

支給金額 金融機関から借り入れたつなぎ資金にかかる利子相当額
○ **支給金額 = 借入金額 × 利率 × 借入日数 ÷ 365**
※ 利率が1.55%を超える場合は、1.55%が上限
※ 千円未満の端数は切り捨て
※ 分割返済の場合は返済ごとに金額を算出
○ **支給上限 1事業者あたり50万円（貸付ごとの申請可）**

受付期間 令和8年2月28日まで（当日消印有効）

申込み提出先
裏面の提出書類や注意事項をご確認の上、ご提出ください（郵送又は持参）
〒951-8554
新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階
新潟市経済部商業振興課 宛

お問合せ
新潟市経済部商業振興課 総務・制度融資グループへご連絡ください。
電話：025-226-1629 FAX：025-228-1611

手続きの流れ

提出資料

- ① 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ② 補助金額計算表（様式第2号）
- ③ 借入金額、利率、借入期間（日数）等、借り入れた資金の内容が確認できる書類（返済予定表、実行明細書等）
- ④ 振込先口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人の分かるもの）
- ⑤ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

申請様式ダウンロード
申請様式は、市ホームページから以下のキーワードで検索し、制度詳細ページからダウンロードをお願いします。
新潟市 つなぎ資金 検索

よくあるご質問

質問	回答
建物等とは何ですか。	住家、事業所、駐車場、外構等とそれに付随する設備のことを言います。
市外の事業者でも申請できますか。	新潟市内の建物等の復旧・再建工事のために資金を借り入れた場合は、申請いただけます。
市制度融資以外の借入でも対象となりますか。	市制度融資だけでなく、金融機関独自の融資も対象です。
受付開始前につなぎ資金を借り入れたのですが、	受付開始前に借り入れた資金も対象です。返済中、返済済みでも申請いただけます。
申請から補助金の支給までどのくらいかかりますか。	概ね1か月を予定しています。ただし、提出書類に不備があると支給が遅れてしまいますので、ご提出前に再度ご確認をお願いします。
繰上償還を行った場合、返還は必要ですか。	支給の対象となる融資を繰上償還した場合は、補助金を返還していただく場合がありますので、商業振興課へご連絡ください。

（注）新潟市の資料による。

ウ まとめ

大規模災害では、多数の応急修理の申請等により市町村の支払事務が遅延し、応急修理の工事の進捗に影響するおそれがある。このため、支払事務を含めた事務の迅速化・効率化を図ることが望ましいと考えられる。

能登半島地震において、新潟市では、会計年度任用職員を多数採用したほか、支払事務にRPAを導入し、支払事務の迅速化・効率化を図っている。

さらに、「新潟市被災建物等の復旧・再建事業者利子軽減事業補助金」を創設し、中小規模事業者に対して運転資金面の支援を行うなど、支払事務が遅延した場合でも、工事が遅滞しないよう対策を行っている。

これらの取組は、他の地方公共団体の参考になるものと考えられる。

【地方公共団体における今後に向けた取組】

円滑・迅速な応急修理の実施の観点から、地方公共団体は、本調査の結果を参考に、支払事務の円滑化に資する取組をあらかじめ検討しておくことが望ましいと考えられる。

42